

小売業、社会福祉施設、飲食店 等  
の事業場の皆様へ！

# 安全推進者を配置して、 労働災害を減少させましょう！

労働安全衛生法施行令第2条第3号に掲げる業種における

## 安全推進者の配置等に係るガイドライン

が策定されました！

このガイドラインでは、安全管理者（※1）、安全衛生推進者（※2）の選任義務のない業種の事業場においても、「安全推進者」（安全の担当者）を配置して、その者に労働災害を防止するための一定の職務を行わせるよう求めています。

### 労働安全衛生法で定められている安全衛生管理体制の概要

- 特定の業種で、常時50人以上の労働者を使用する事業場においては安全管理者（※1）を選任する必要があります。 [労働安全衛生法第11条]
- 特定の業種で、常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場においては安全衛生推進者（※2）を選任する必要があります。 [労働安全衛生法第12条の2]
- 全ての業種で、常時50人以上の労働者を使用する事業場においては衛生管理者を選任する必要があります。 [労働安全衛生法第12条]
- 特定の業種以外の業種で、常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場においては衛生推進者を選任する必要があります。 [労働安全衛生法第12条の2]

### 特定の業種とは？

林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸・小売業、家具・建具・じゅう器等卸・小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業

### ガイドライン策定の背景

- 労働安全衛生法の規定上は下記の『早見表』に示したような安全管理体制が義務付けられています。
- しかし、近年『早見表』のうちの特定の業種以外の業種（いわゆる「第三次産業」）において労働災害が増加傾向にあります。
- 特に、平成25年度に策定された「第12次労働災害防止計画」（平成25年度～平成29年度の5か年計画）の中で重点業種とされている「小売業」、「社会福祉施設」、「飲食店」においては、労働災害の増加傾向が顕著です。
- そこで、これらの業種の事業場においても、安全に関する担当者を配置してその者に災害防止のための一定の職務を担っていただくことが災害減少のために不可欠な状況となっています。
- このような背景から、平成26年3月28日付け基発0328第6号（厚生労働省通達）により、本ガイドラインが策定されました。

### 早見表

	特定の業種		特定の業種以外 小売業（各種小売業等除く）・ 社会福祉施設・飲食店）含む	
	常時50人以上	常時10～49人	常時50人以上	常時10～49人
安全管理者	◎	×	×	×
衛生管理者	◎	×	◎	×
安全衛生推進者	×	◎	×	×
衛生推進者	×	×	×	◎
安全推進者	×	×	○	○

労働安全衛生法  
による義務付け

ガイドラインで  
新設

◎：選任義務有    ×：選任義務無    ○：指導対象